

令和6年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会  
経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和6年3月8日（金） 午前11時05分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）  
議第4号 令和6年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（6名）

1番 渡 辺 昌 君	2番 河 村 幸 雄 君
4番 川 村 敏 晴 君	5番 大 滝 国 吉 君
6番 本 間 善 和 君	7番 尾 形 修 平 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員  
一般会計予算決算常任委員会副委員長 小 杉 武 仁 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 整 備 室 副 参 事	伊 藤 孝 雄 君
同 課 管 理 室 長	本 間 孝 幸 君
同 課 管 理 室 係 長	本 間 友 紀 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 係 長	船 山 ケイ子 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	宮 村 勉 君
同 課 建 築 住 宅 室 副 参 事	榎 本 治 美 君
同 課 都 市 政 策 室 長	風 間 貴 志 君
同 課 都 市 政 策 室 係 長	大 田 陽 祐 君
上 下 水 道 課 長	稲 垣 秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	林 奈 美 君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡 邊 修 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	斎 藤 雄 一 君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	鈴 木 健 次 君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	小 田 和 弘 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

（午前11時05分）  
分科会長（尾形修平君）経済建設分科会の開会を宣する。

尾形分科会長　ここで副市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副市長　昨日の農業委員会への質問で、農業者年金の加入者はどれくらいあるのかということでございますけれども、本年の3月1日現在で648名でございますので、報告いたします。

○本日の審査は、議第4号及び議第38号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課分について審査した後、議第4号及び議第38号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

**日程第3** 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

都市計画課長　それでは、都市計画課分について御説明いたします。13、14ページをお開きください。15款2項5目第2節都市計画費補助金、説明欄の1、社会資本整備総合交付金につきましては、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業において事業費が確定したことにより、交付金を減額するものであります。次に、第3節住宅費補助金、説明欄1の社会資本整備総合交付金につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業、市営中川原住宅建替工事実施設計業務委託において事業費が確定したことにより、交付金を減額するものであります。

歳入

第15款 国庫支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第4款 衛生費

（説明）

上下水道課長　予算書の23ページ、24ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金について、説明欄2、上水道事業会計繰出金につきましては、上水道事業会計の補正予算の際に御説明したとおり、浄水場の動力費に対する繰出金を追加するものでございます。

第6款 農林水産業費

（説明）

上下水道課長　27、28ページを御覧ください。第6款4項1目農業集落排水処理施設費の繰出金なのでございますけれども、財源更正のため一般会計600万円を減額し、補助金を600万円に財

源更正するものでございます。

## 第8款 土木費

(説明)

建設 課長

続いて、29ページ、30ページをお開きください。8款2項2目道路維持費で説明欄1、道路対策事業経費で橋梁等の長寿命化対策に係る道路メンテナンス事業費補助対象事業の事業進捗に伴い、必要見込額を精査した結果により、関係する予算科目について減額するものです。測量設計等委託料は、トンネル点検5か所を実施することとしておりましたが、奥三面ダム湖沿いのトンネル3か所について、県道の災害復旧工事で通行止めとなり、点検に行けなくなったため、令和6年度予算で点検することとしたため、減額するもののほか、事業費確定に伴う減額などです。橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料は、橋梁点検業務の事業費が確定したことや歩道橋点検の精算見込みにより減額するものです。工事委託料は、桃崎人道橋補修工事委託の費用で、令和5年度分の年度協定額が変更、減額となるため、減額となった工事委託料は国庫補助金の対象事業であることから、減額された事業費の一部は令和6年度に繰り越し、令和6年度国庫補助金現年分に対する事業費と併せ工事委託する合併精算を行うこととし、不用額となる718万9,000円を減額するものです。次に、機械器具借上料と工事請負費は、桃崎人道橋補修工事に伴い、県道に設置した仮設歩道を撤去するための工事請負費と、令和5年4月1日から令和5年12月31日の期間の仮設材の賃借料について、令和4年度から令和5年度に繰り越しことで国の承認を受けました国庫補助金を充当して令和4年度の繰越明許費で執行することとしたため、令和5年度の予算からは減額するものです。次に、説明欄の2、除雪対策経費で高根地区の消雪用河川水取水施設の用地調査等業務委託の発注を予定しておりましたが、県と高根川河川水取水の協議を進める中で河川法24条、河川法第26条の手続のため、新たに事前設計を行い、県と事前協議を行うこととしたため、用地調査等業務は令和6年度に先送りしたことから、減額するものです。次に、2項3目道路新設改良費は、市道府屋勝木線道路改良事業に係る財源更正で、過疎債を充当するものになります。次に、4項2目河川改良費で、説明欄の1、急傾斜地崩壊対策経費で、現在新潟県において山北寝屋地区で急傾斜地崩壊対策事業が、山北立島地区と岩ヶ崎地内、宮ノ前地区で砂防メンテナンス事業が、小岩内地内で県単土砂災害・火山噴火緊急事業が進められておりますが、追加補正や事業費調整により事業費が増額されたことから、市町村負担金の増額をさせていただくものになります。次に、4項3目河川海岸維持費は、堆積土砂撤去工事に係る財源更正で、緊急しゅんせつ推進事業債を充当するものになります。

都市計画課長

続きまして、同じページのすぐ下になります。8款6項1目都市計画総務費、説明欄の1、歴史的風致維持向上計画推進経費につきましては、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業において事業費が確定したことにより、補助金を減額するものであります。

上下水道課長

7項1目下水道整備費（繰出金）の財源更正については、動力費の地方臨時交付金を活用したもので、一般会計の財源から国庫支出金へ振り替えたものでございます。

都市計画課長

すぐその下になります。8款8項1目住宅管理費、説明欄の1、住宅対策経費のうち測量設計等委託料につきましては、市営中川原住宅改築工事基本設計業務委託の委託費が確定したことにより、減額するものであります。その下、補償金は、市営

中川原住宅入居者の住み替えによる移転補償料の実績により減額するものであります。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 35、36ページをお開きください。11款2項1目公共土木施設災害復旧費は、災害復旧工事に係る財源更正で、災害復旧事業の一般単独事業債と緊急自然災害防止対策事業債を充当するものになります。以上になります。

#### 第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

建設 課長 それでは、議件書の5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正についてですが、8款2項の道路対策事業経費で建設業者等の災害復旧作業を優先するため工期の調整を行ったことや、照明器具や資機材等の納入に期間を要していること、また用地地権者との交渉に時間を要したことなどから、測量設計等委託料、工事請負費、土地購入費、補償金を繰り越すものです。工事委託料につきましては、国庫補助金の対象事業であることから、令和6年度に繰り越し、令和6年度国庫補助金現年分と併せ工事委託したいため、繰り越すものです。次に、除雪対策経費について、市道鍛冶町裏線ほか消雪施設更新工事において、さく位置の選定に時間を要したこと、他工事では建設業者等の災害復旧作業の優先のために工期調整などを行いました。そのため工事請負費を繰り越すものです。次に、市道整備事業経費についても、災害復旧工事を優先するため工期調整を行ったことにより工事請負費を繰り越し、また、道路改築事業の用地地権者との交渉に時間を要しているため、測量設計等委託料、土地購入費を繰り越すものです。次に、排水路新設改良経費については、入札を執行いたしました但、応札がなく、発注時期の調整が必要になったことから、工事請負費を繰り越すものです。次に、急傾斜地崩壊対策経費で、花立地区地滑り対策事業において、事業地に隣接する国道の道路管理者との協議に時間を要したため、測量設計等委託料を繰り越し、また県が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業で、県において国の追加補正を受け、繰越しを行うこととなったことにより、寝屋地区、宮ノ前地区、立島地区の3事業に対する市負担金の一部を繰り越すものです。次に、河川整備促進経費で普通河川滝矢川河川改修工事において、上下水道施設の移設補償工事との工程調整が必要となり、不測の日数を要したことから、工事請負費と上下水道事業者への移設補償金を繰り越すものです。次に、河川維持管理経費で普通河川の堆積土砂撤去工事において施工時期の調整が必要となり、調整に不測の日数を要したことから、工事請負費を繰り越すものです。

都市計画課長 その下の8款6項都市計画費、村上駅周辺まちづくり事業経費につきましては、計画策定に住民等の意見、要望を反映させるために予定しておりましたワークショップの開催が調整の結果3月末となったことから、繰越しを行うものであります。

建設 課長 次に、6ページの11款2項の8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費は、小岩内地内災害復旧工事において、県発注工事と施工時期の調整が必要となったことから、工事請負費を繰り越すものです。以上となります。

歳出

第4款 衛生費、第6款 農林水産業費、第8款 土木費、第11款 災害復旧費、第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質 疑)

河村 幸雄 24ページです。上下水道事業ということで、ちょっとお聞きします。能登半島の水道などのインフラの甚大な損傷があったことによって、市民からも村上の水道管の現状はどうかかなというお話もよく聞かれます。耐用年数を超えたもの、耐震化が進んだ割合みたいな、その辺のことをちょっと教えていただきたいのですけれども。

上下水道課長 今ほどお話がありました能登地震を受けての上水道管等の耐震化についてなのですが、すみません、手持ちの資料でちょっと全てお答えできないところなのですが、上水道管、簡易水道管の管路延長に対する耐震化率というもののなのですが、とても低いものでして、上水道管ですと11%程度、簡易水道管ですと15%程度という形になっております。また、ちょっと導水管とか、重要な幹線ですとかの耐震化はもっと、四十数%ぐらいあったかと思うのですけれども、枝線なども含めて言いますと、そういった低い数値になっております。

河村 幸雄 数字的に厳しいですから、あれでしょうけれども、ある程度進んでいるのであれば、市民に安心感を与えることも大切なかなというふうに思ったものですから、どういふ状況だったのかということを確認させていただきました。今の耐震化が今後進んでいく中で、能登半島のは震度7でしたけれども、一般的にこれはもういろいろな条件があるのでしょうか、震度6ぐらいには耐えられるものになっていくのでしょうか、今後の耐震化。

上下水道課長 震度によっても耐え得る管と耐えられない管とあると思うのですけれども、今お話しした、耐震化されたものについては、震度5以上の地震があっても耐え得ることができるのかなというふうに思っておりますけれども、一般的なVP管が多く布設されているわけですが、そちらに関してもある程度の耐震化というものはあると思うのですが、実際に地質ですとかに応じて大分条件が違うものですから、一概にどこが弱くてとか、どこが強いとかということもちょっと申し上げることはできないのですけれども、その辺につきましても、経年に対する改築更新なども含めて、更新のほうを計画的に図っていきたいというふうには考えております。

本間 善和 建設課長に、除雪のところも分野入っているものだから、参考に今把握していれば教えていただきたいのですけれども、今年の除雪、私、おかげさまで雪が少ないというふうにとっているのですけれども、ここには最終でないから出てきていませんけれども、現在の状況として、現予算に対してどのぐらい執行しているものか、ちょっと頭の中に入っていれば教えていただきたいのですけれども。

管理 室長 除雪の委託料、稼働費という委託料の分で申し上げさせてもらいますけれども、まず今のところ上がっているのは2月分までというところでありまして、委託料が7億5,000万円の予算なのですけれども、それに対しまして、2月分までで大体4億1,000万円弱ぐらいの今の執行額という形になっております。

渡辺 昌 今の除雪に関連してなのですけれども、市民生活にとっては大変雪少なくて過ごしやすい冬だったので、業者さんにとっては、オペレーターの待機とか確保、あと除雪のための資材、設備投資とかあったと思うのです。今結局執行額を除いた、いわゆる不用額ですか、そういうのを活用して業者さんの救済策って言うていいのか、そういう対応というのは必要かなとは思っているのですけれども、今現状では

どのように考えていますでしょうか。

建設 課長

まず、除雪の除排雪委託料の算定の中で、機械に関してのもの、固定費という形で機械の維持管理に係るものについては経費として見込んでおりますので、除雪の稼働がなくても、毎月固定費の支払いはまずあります。それ以外に基本待機料という制度が県のほうでも行い、それに倣う形で本市のほうでも行っておりますが、年間大体このぐらいの稼働があるだろうという、そういった稼働時間に対して実際稼働が少なくとも、基本待機料ということでお支払いする制度がありますので、そういったものはお支払いさせてもらおうと、そういった形で今対応させてもらっているところであります。

三田 議長

その数字示してもらえばいいのではない、どのくらい保障しているのか。それが決まっている固定費なのだろう。

尾形分科会長

固定費に関しては、業者によって機械の大きさとかによってもみんな単価がたしか違うはずなので、もし答弁できるのであればしてください。

建設 課長

固定費だけ室長のほうからお話しさせていただきます。

尾形分科会長

それ全地区のやつまとまっているの。

(「はい」と呼ぶ者あり)

三田 議長

一括でいいわ、それこそ。

尾形分科会長

だから、例えば今だと12月分、1月分、2月分、2月分はまだ出ていないか。1月分ぐらいまでで、執行された分だけでもいいではないか。

管理 室長

機械に係る固定費ですが、今の市全体でいきますと、2月分まで約9,000万円ほどになります。3月分につきましては、山北、朝日地区は3月31までの契約になっておりますし、その他の3地区は15日までの契約ですので、固定費も15日までの分は日割計算とされますので、ここにもう2,000万円ぐらいでしょうか、プラスされることになろうかと思っております。

渡辺 昌

待機料とかよく聞くのですが、あまり詳しいこと分からないので、お聞きしたいのですけれども、例えば除雪の作業に出るオペレーターの方、建設会社の従業員の方が出る場合と、あとは冬期間、その期間だけ、例えば夏場は農業されている方とか、ほかの事業をされている方が出る場合とがあるのですけれども、待機料の差というのは、その辺を会社のほうで判断するものなのですか。その辺ちょっと教えてください。

建設 課長

市のほうでお支払いする待機料の計算については、決まった形でお支払いをさせていただきますので、受託している業者さんの方が場合によって農業従事者の方を冬期だけ雇用しているというケースもありますが、そういった業者さんの側で各雇用了した方々にお支払いする額については、市のほうでは把握はしておりません。

尾形分科会長

私から1点、先ほど繰越明許の中で建設課長、排水路のやつ、600万円だけれども、応札がなかったということなのだけれども、ちなみにどこですか。

建設 課長

排水路については、浜新保地内の排水路の改良工事の案件になります。

尾形分科会長

それってここに載っていないよね。さっき頂いた資料に。

建設 課長

そちらのほうについては、令和5年度の予算を繰り越しますので、今回皆様のお手元に配付した資料については、令和6年度予算において執行するものですので、そちらに記載はありません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第38号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

**日程第4** 議第4号 令和6年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説明)

建設 課長 予算書の25ページ、26ページになります。14款1項7目土木使用料、1節の道路使用料で説明欄の2、道路占用料で1,973万8,000円を計上いたしました。こちらは、電力やN T Tの電柱のほか、ガス管などの道路占用料を計上いたしました。続いて、説明欄の3から7については、説明を省略させていただきます。第2節河川使用料についても、説明を省略いたします。3節のふれあい広場使用料についても、省略させていただきます。

都市計画課長 そのすぐ下になります。第3節都市計画使用料につきましては、少額であり、省略させていただきます。続きまして、第4節住宅使用料につきましては、現年度及び滞納繰越分の市営住宅使用料と駐車場使用料であります。

建設 課長 次は、27、28ページの土木手数料は費目計上となります。

都市計画課長 続きまして、29、30ページにつきまして、都市計画手数料につきましては、少額であり、省略させていただきます。

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 15款1項3目災害復旧費国庫負担金は費目計上になります。次に、31、32ページをお開きください。15款2項5目土木費国庫補助金、1節の道路橋りょう費補助金で説明欄の1、社会資本整備総合交付金で2億2,668万2,000円を計上いたしました。こちらは、除雪対策経費の除雪機械の購入、除排雪委託料、消雪施設の更新工事や市道整備事業経費の市道府屋勝木線道路改良事業、市道朝日まほろば線道路改良事業に対する交付金で、事業費3億8,540万4,000円に対する国費相当額を計上いたしました。国費率につきましては、事業内容により異なり、除雪機械購入と除排雪委託料は3分の2、消雪施設の更新工事が0.60、道路改良事業は0.54となっております。次に、説明欄の2、道路メンテナンス事業費補助金1億6,562万円を計上いたしました。こちらは、道路対策事業経費の市道、橋梁やトンネルなどの点検や修繕等

に要する経費に対する補助金で、事業費 2 億7,882万2,000円に対する国費相当額を計上いたしました。国費率につきましては、0.594となっております。次に、説明欄の3、交通安全対策補助金207万9,000円を計上いたしました。この補助金は、一定区域における生活道路等の交通安全対策を支援する個別補助制度で、道路対策事業経費、村上南小学校地区の生活道路対策、エリア内の山居町2丁目地内における車両速度低減を促す交通安全対策工事で、事業費350万円に対する国費相当額を計上いたしました。国費率は0.594となっております。次に、説明欄の4、デジタル田園都市国家構想推進交付金700万円を計上いたしました。こちらは、除雪管理システム導入に係る除雪管理システム業務委託料1,400万円に対する国費相当額を計上いたしました。国費率は2分の1となっております。除雪管理システムについて説明をさせていただきますが、市が除雪業務を業者委託している除雪車にGPS端末を設置し、GPS端末から除雪車の位置情報や稼働時間等を取得し、それらの情報をサーバー上で自動的に分析、集計することで作業実績を作成するシステムです。搭載する予定の端末は191台分を計画しております。除雪管理システムの導入効果につきましては、除雪業務に係る日報、請求書、稼働費集計表等の帳票を出力したり、地図サイトで作業軌跡を把握することができ、各種帳票をシステムから作成できるため、稼働費等の集計作業を省力化し、かつ除雪状況をリアルタイムに把握することができることから、住民からの問い合わせなどに迅速に対応することができます。また、住民の皆様は詳細な除雪の状況をいつでも自宅や外出先でパソコン、スマートフォンやタブレットから確認することが可能になります。

都市計画課長

その下になります。15款2項5目第1節道路橋りょう費補助金のうち、説明欄の5、社会資本整備総合交付金の都市計画課分につきましては、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備に対する交付金であります。続きまして、第2節都市計画費補助金、説明欄の1、社会資本整備総合交付金につきましては、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業に対する交付金であります。続きまして、第3節住宅費補助金、説明欄の1、社会資本整備総合交付金につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業、市営中川原住宅建替工事実施設計業務委託に対する交付金であります。

## 第16款 県支出金

(説明)

建設 課長

次に、33、34ページをお開きください。16款1項3目農林水産業費県負担金、1節の農業費負担金で説明欄の1、地籍調査事業費負担金で870万円を計上いたしました。こちらは、神林地区の牛屋の一部について、測量調査等委託に係る事業費1,160万円に対する負担金を計上いたしました。負担金は、国負担分を含めて県負担金となっており、負担割合は国・県合わせて75%となっております。次に、35、36ページをお開きください。16款2項4目1節の農業費補助金で説明欄の17、地籍調査事業費交付金で459万円を計上いたしました。こちらは、朝日地域の板屋越の一部について、令和6年度から地籍調査に着手することとし、測量調査等委託に係る事業費612万円に対する交付金を計上いたしました。交付金は、国分を含めて県交付金となっており、交付割合は国・県合わせて75%となっております。

都市計画課長

続きまして、37、38ページを御覧ください。16款2項5目土木費県補助金、第1節都市計画費補助金の説明欄2、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金につきまし

ては、村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託に対する県補助金であります。次に、第2節住宅費補助金は、木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置、被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業に対する県補助金であります。

建設 課長 次に、16款3項3目土木費委託金、1節の港湾費委託金については、説明を省略させていただきます。

都市計画課長 次に、第2節住宅費委託金の説明欄1、県営住宅管理委任交付金は、県営住宅の管理委任に対し、県営住宅の家賃収入の約23%が市に交付されるものであります。説明欄の2、県営住宅特別維持管理交付金は、県営住宅の受水槽清掃委託料や簡易水道検査手数料の50%が市に交付されるものです。説明欄の3、県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費に係る交付金で、風呂設備工事は対象経費の100%、その他の修繕工事は対象経費の50%が交付されるものであります。

#### 第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 次に、39、40ページを御覧ください。17款1項1目財産貸付収入、第1節土地貸付収入のうち、説明欄3、県営住宅敷地貸付収入につきましては、県営住宅4か所の市有地の借地料であります。

#### 第19款 繰入金

(説明)

上下水道課長 41、42ページを御覧ください。第19款繰入金、第1項2目第1節公営企業会計繰入金について、説明欄1、簡易水道事業会計繰入金及び説明欄2、下水道事業会計繰入金につきましては、いずれも令和5年度の繰入金精算による項目計上となります。

#### 第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 次に、43、44ページを御覧ください。21款2項1目第1節市預金利子、同じく4項1目第4節の土木費貸付金元利収入につきましては、少額であり、省略させていただきます。

建設 課長 次に、47、48ページの21款諸収入、6項6目7節の土木雑入は説明を省略いたします。

都市計画課長 次に、21款6項6目第7節土木雑入のうち説明欄の8、借上住宅家賃個人負担金につきましては、民間賃貸住宅への住み替えをする市営中川原住宅入居者の家賃相当分の負担金であります。以上で都市計画課からの説明を終わらせていただきます。

分科会長（尾形修平君）休憩を宣する。

（午前11時48分）

分科会長（尾形修平君）再開を宣する。

（午後1時00分）

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

尾形分科会長 私から1点、32ページ、先ほど建設課長から説明ありましたが、デジタル田園都市国家構想の中で除雪に関してのGPSに関して、191台という説明ありましたが、その説明の中で、課長のほうから、市民の方も見られるようなお話あったのですけれども、その辺に関してちょっと詳しく説明願えますか。

管理 室長 まだどういう形かまでは詳細までは決まてはいないのですが、ホームページ上で地図の上で大体そのGPSと連動させて、本当に今ここに除雪車がありますよというような表示ではないのですが、もうここが除雪終わっていますよというようなのが分かるような色づけした、路線に色づけをしたような形の地図での情報を今のところ考えております。

尾形分科会長 これ長岡あたり今年から始まっているわけなのだけれども、ニュースなんかで見ると、機械のやつが点で移動しているのが分かるようなシステムだったのだけれども、ではそれとは違うわけなのでしょうか。

建設 課長 まず、市の職員側で確認するのは、GPSの受信は5秒に1回位置情報を取得してきますので、市のほうではリアルタイムで分かると。ただ、別な形で市民の方に情報としてお伝えする際には地図に載せて出さなければいけないのですが、やっぱり時間、タイムラグとして多少空くのかなと、そういう方法を取ろうかなということでは考えております。

尾形分科会長 では、建設課のほうで地図上でこの191台に設置した、言ってみて機械が動いている、動いていないを含めて全て管理できるということでもいいでしょうか。

建設 課長 分科会長おっしゃるように、全て市のほうで把握できます。ただ、どうしても電波の状態が悪い、要はスマートフォンを除雪車両に載せて、それでGPSの情報を取得するという形になりますので、スマートフォンの電波通信状態が悪い箇所というのは当然出てまいります。ただ、その場合であっても、出勤する場所、要は電波状態が通信できる場所から通信できない場所に行っても、GPSの位置情報だけは取得しておりますので、また通信が可能な場所に戻ってくれば、その間の移動の情報は全てサーバーのほうに入ってくるという、そういうシステムになっています。

尾形分科会長 ということは、機械が稼働している、していないではなくて、機械が例えばエンジン普通であればかけていけば、私の感覚からすれば、電波も飛ばないのかなって思っているのだけれども、そうではなくて、24時間を監視できるというシステムなのですか。

建設 課長 今最終的にどういったシステムになるかというのはまだ令和6年度で決定しなければいけないのですけれども、今年度試行でやったシステムでいきますと、除雪作業に入る際に端末を除雪機械に持って行ってもらって、そしてそこで作業開始をしてもらおうと、それからGPSの状況を取得していく。そして、作業が終わったら完了の、またアプリで完了を押してもらおうと、その間の情報があると。そして、その間の運行の状況になりますと、5秒に1回で位置情報を取得しておりますので、移動の時間というのは、移動の距離がその間早いということになりますし、除雪作業に入り

ますと、今度は移動の時間が遅くなると、それが全て記録として残りますので、それで作業日報で作業時間帯はこの時間が作業をしていましたよというのが分かるよといったものを今回の実証実験ではしておりますので、それと同様のものので今のところは考えております。

尾形分科会長 大体分かりましたけれども、そうするとオペレーターの方が機械に乗ったときにそのボタンを入れ忘れると、ただ働きになるということなのだろうか。

建設 課長 ただ働きというわけにはいきませんので、基本まずそれでやりますが、そしてタコメーターのほうはつけないという、そういう形で考えていましたので、業者さんからの作業日報をまた出してもらって、それで確認をするということにはなろうかなというふうに思います。

本間 善和 私もちよっと聞きたかったのですが、通常だとタコメーターつけるわけだよ。それがなくなるという格好になると、事務的には非常に乱雑さがなくなるわね。手間かかるの、業者さんにしようが、役場の職員にしようが、タコメーターの計算、積算が非常に、手作業なものだから、大変だということで、先ほど課長の説明の中で、稼働時間の積算もできるのだよというお話だったので、非常にいいなと思ったのだけれども、その親局というのは各支所にもできるということなのですか。一挙に本庁で全部やってしまうのですか。それとも、各山北支所だったら、朝日支所と、それぞれの地区のところで子局というのだから、集計というのはやるようになるのですか。

建設 課長 情報については、システム開発者側といいますか、今回の実証のやっているものでいきますと、システムを開発した業者さんのほうのサーバーに入って、そのサーバーに対して市がアクセスをして、それで稼働の状況をいただくという、そういう形になっておりまして、市のほうにサーバーを置くという形は今回の実証実験ではしてはおりません。

本間 善和 私ちよっとこういうことを聞いたのは、こういう心配があるものだから、よく市民の皆さん、各地区でうちのところの除雪が非常に悪いよとか、うちのところにいつ頃除雪来るのやというようなことを知りたいときには、各支所に区長さんなりが電話するわね、地元の支所に。そういうときに、やっぱり本庁だけではなく、各支所の産業建設課というのですか、そこでもそういうデータを得られると。今例えば山北地区だったら、この区間と区間を稼働しているよ。除雪路線というのがあつたわけだ、計画路線というのが。そのどこに今行っているというのが分かるよというのがシステムになるわけですよ。

建設 課長 今委員おっしゃるように、そういった形のシステムになりますので、支所のほうからもその状況を、サーバーのほうにアクセスをして確認をしていただければ、対応が可能となります。

## 第16款 県支出金

(質 疑)

河村 幸雄 38ページ、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金の事業、どんなものに使えるのか、ちよっと教えていただきたいのですけれども。どのようなものに使うか考えているか。

都市計画課長 にぎわい空間創出支援モデル事業につきましては、歳出のほうでただいま計上しております駅周辺の事業の中で、駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料ということ

で、ワークショップであるとか、官民連携の検討というところに補助金を充てると  
いう、上限200万円ということで充てております。

河村 幸雄 分かりました。ちょっと私、町の商店街やその地域の活性化、創業やチャレンジシ  
ョップ、そんなものを盛り立てて、支援していくというような形のものかなと思っ  
たものですから、確認させていただきました。

#### 第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第21款 諸収入

(質 疑)

尾形分科会長 では、私から1点、48ページ、土木雑入の説明欄8、借上住宅家賃個人負担金で86万  
4,000円、何件分の世帯からいただいているのでしょうか。

都市計画課長 今既に移転しております7件プラス新年度予算で3件分を見ております。

尾形分科会長 10件分。

都市計画課長 合計10件分になります。ただ、端数で月数がちょっと若干違うところがございます  
が、新しいものについては。

尾形分科会長 そうすると、1件当たり単純に割ると8万6,000円という理解でいいのでしょうか。  
月数が変わるから、単純には言えないのだろうけれども。

都市計画課長 7件分は12か月分なのですけれども、新しいところにつきましては10か月分3件分  
ということで、平均で大体8万円ぐらいというふうに御理解いただければと思います。

#### 歳出

##### 第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、予算書の115ページ、116ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項  
1目保健衛生総務費、第27節繰出金について、説明欄6、簡易水道事業会計繰出金  
につきましては、一般会計からの繰出金で、前年度と比較して約6,290万円減少して  
おりますが、企業債償還金の減少が主な理由でございます。その下、説明欄7、上  
水道事業会計繰出金につきましては、一般会計からの繰出金で、前年度と比較して  
ほぼ同額でございます。

##### 第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 続きまして、予算書の135、136ページをお開きください。下段になりますが、6款  
1項5目農地費で、説明欄5、地籍調査経費で1,996万9,000円を計上いたしました。  
内訳につきましては、ページを開いていただきまして、138ページの上段になります

が、測量設計等委託料で神林地区牛屋の一部並びに朝日地区板屋越の一部の地籍調査のための委託料のほか必要経費を計上いたしました。次に、説明欄の8、地籍調査事業職員人件費につきましては、職員2名分を計上いたしました。

上下水道課長 147、148ページを御覧ください。第4項1目農業集落排水処理施設費、第27節繰出金について、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、一般会計から集落排水事業分への繰出金で、前年度と比較して約900万円増加しておりますが、維持管理経費の増加が主な理由でございます。

## 第8款 土木費

(説明)

建設 課長 次に、8款になります。155、156ページをお開きください。下段になりますが、8款1項1目土木総務費で説明欄の1、土木総務管理経費で336万4,000円を計上いたしました。令和5年度当初予算額で見ますと、136万7,000円に対し約3.8倍となっておりますが、主な増加の理由といたしましては、158ページ、説明欄に記載のとおり、土木費予算による会計年度任用職員1名を新たに任用することとしたためになります。次に、説明欄の2、8.3大雨災害土木総務管理経費で300万円を計上いたしました。被災宅地等復旧支援事業補助金は、令和4年8月3日からの大雨で被害を受けた宅地等の復旧に要する経費の一部を補助するもので、令和6年3月31日までに工事が完了する者を対象としておりましたが、小岩内地区の避難指示が令和5年10月1日までとなっていたことから、小岩内地内の補助対象となる工事については、完了までの期間を令和7年3月31日まで延長し、補助を行うものになります。次に、説明欄の6、広域道路整備一般経費は、説明欄に記載のとおりであります。次に、159、160ページをお開きください。説明欄の8、土木総務費職員人件費は、土木総務に係る20名分の職員人件費を計上いたしました。次に、2項1目道路橋りょう総務費で説明欄の1、道路橋りょう一般管理経費で5,304万4,000円を計上いたしました。主なものとして、光熱水費は道路照明などの電気料、施設維持保全業務委託料は日東道の地域活性化インターである神林岩船港インター、村上山辺里インター、朝日三面インターの除雪等の国交省への委託費を計上しました。また、測量設計等委託料につきましては、道路台帳の補正業務等の委託料になります。次に、説明欄の2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費については、説明欄に記載のとおりであります。次に、2項2目道路維持費で、162ページの説明欄の1、道路維持管理経費で1億32万円を計上いたしました。主なものとして、道路の補修等に係る修繕料や道路除草などに係る施設維持保全業務委託料など、道路の維持管理に要する経費を計上いたしました。次に、説明欄の2、道路対策事業経費で3億6,137万4,000円を計上いたしました。主なものとしまして、測量設計等委託料で3本のトンネル点検業務委託ほか1件の業務委託料、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料では、市道橋135橋の点検業務と令和元年から令和5年度の5か年で行った2巡目の法定点検結果を基に、今後の修繕計画を策定するための委託料を計上いたしました。また、工事委託料として、JRに委託する市道藤沢停車場線桃崎人道橋の工事委託料を計上し、工事請負費で市道橋2橋の修繕工事と、老朽化した市道舗装の修繕工事など15件の工事請負費を計上いたしました。次に、説明欄の3、除雪対策経費で8億6,614万4,000円を計上いたしました。主なものとして、設備保守点検業務委託料は消雪パイプ点検調整業務などの委託料、測量設計等委託料では、高根地内の消雪用

河川水取水施設の用地調査や設計業務などの委託料を計上しております。工事請負費では、市道鍛冶町裏線ほか消雪施設改修工事や老朽化した制御盤の取替工事など13件の工事請負費を計上し、機械器具購入費では、令和5年第3回定例会で債務負担行為の議決をいただきました、その後契約を締結した除雪車12台と、令和6年度の国交付金を活用し、購入する除雪車1台、合わせて13台分の除雪車購入費を計上いたしました。また、新たに令和6年度除雪シーズンからGPS除雪管理システムを本導入するため、除雪管理システム業務委託料を計上いたしました。次に、2項3目道路新設改良費で説明欄の1、市道整備事業経費で2億1,480万円を計上いたしました。主なものとして、工事請負費は市道府屋勝木線道路改良事業や道の駅朝日へのアクセス道路として整備する市道朝日まほろば線道路改良事業などに係る6件の工事請負費、土地購入費では土地開発基金を活用し、先行取得した市道朝日まほろば線道路用地の購入費など、補償金では、市道府屋勝木線道路改良工事に伴う公共下水道管の移設補償金や市道朝日まほろば線道路改良事業に伴う電力線、NTT線の支障移転補償などを計上いたしました。次に、説明欄2、道路改良事業費職員人件費は7人分の職員人件費を計上いたしました。次に、163、164ページになります。3項1目排水路維持費で説明欄の1、排水路維持管理経費で1,081万6,000円を計上いたしました。こちらは、排水路の修繕または草刈り、しゅんせつの委託料など、排水路の維持管理に要する経費を計上いたしました。次に、4項1目河川総務費で説明欄の1、河川総務一般経費150万7,000円を計上いたしました。令和5年度当初予算額39万5,000円に対し、約3.8倍となっておりますが、主な増加の理由としては、県治水砂防協会会費で昨年度より97万5,000円増、県河川協会会費が昨年度より19万4,000円増となっております、会費の算定に当たり、定額の普通会費のほか、前々年度の精算事業費を基に算定される特別会費がございます。令和6年度の特別会費の算定では、令和4年度の精算事業費を基に算定されることとなり、算定の対象となる事業には令和4年大雨災害関連の事業も対象となっていることから、増額となったものです。次の説明欄の2、水辺の楽校経費は、説明を省略させていただきます。次に、4項2目河川改良費で説明欄の1、急傾斜地崩壊対策経費で2,005万円を計上いたしました。こちらは、測量設計等委託料で花立地区の地滑り観測業務と宮ノ下地区地滑り対策事業の予備設計業務委託の委託料を計上し、工事請負費では花立地区地滑り対策工事用道路設置工事の工事請負費を計上いたしました。急傾斜地崩壊対策事業負担金は、新潟県が事業主体となります寝屋地区、立島地区、岩ヶ崎地内宮ノ前地区の3地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る市負担金を計上いたしました。補償金は、花立地区の工事用道路設置に伴う立木等の補償金を計上いたしました。次に、説明欄の2、河川整備促進経費で8,980万円を計上いたしました。こちらは、平林地内普通河川滝矢川改修工事の工事請負費を計上いたしました。滝矢川の改修につきましては、令和6年度の改修工事をもって、全体計画区間445.2メートルを完了する見込みとなっております。次に、ページめくっていただきまして、4項3目河川海岸維持費で説明欄の1、河川維持管理経費で2,225万6,000円を計上いたしました。主なものとして、施設維持保全業務委託料で施設の草刈りなどの委託料、工事請負費で川部地内普通河川赤坂川の河床掘削工事費を計上いたしました。次に、5項1目港湾管理費で説明欄の1、港湾一般経費につきましては、記載のとおりで、説明を省略させていただきます。

都市計画課長 続きまして、都市計画課分につきましても、主なものについて御説明いたします。

同じページ、下のほう、8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費のうち、中ほどの施設維持保全業務委託料につきましては、緑地開発等の除草業務委託料であります。次に、説明欄の2、歴史的風致維持向上計画推進経費のうち上から6行目、歴史的風致維持向上計画関連業務委託料は、第2期計画の策定経費であります。次、下から3つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金は建物2棟分、その下、建造物外観修景事業補助金は、建物3棟分に対する補助金であります。続きまして、説明欄の3、村上駅周辺まちづくり事業経費のうち測量設計等委託料につきましては、村上駅周辺大規模跡地開発行為実施設計業務委託料であります。その下の村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料は、病院跡地利活用検討のためのワークショップの運営支援や官民連携の検討を行うための業務委託料であります。続きまして、説明欄の4、都市計画総務費職員人件費は、都市計画課7人分の職員人件費であります。続きまして、8款6項2目街路事業費、説明欄の1、都市計画道路整備事業経費のうち工事請負費につきましては、都市計画道路南中央線道路改良工事の工事請負費であります。続いて、下のほうになります。8款6項3目公園費、説明欄の2、都市公園整備経費につきましては、都市公園の遊具などの修繕料及び遊具点検等の委託料であります。

上下水道課長 それでは、169、170ページを御覧ください。第7項1目下水道整備費、第27節繰出金について、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、一般会計から下水道事業分への繰出金で、前年度と比較して約1億5,500万円増額しておりますが、雨水対策経費の増加が主な理由でございます。

都市計画課長 その下になります。8款8項1目住宅管理費を御覧ください。説明欄の1、住宅対策経費のうち修繕料は、公営住宅の不時修繕であります。真ん中ほど、測量設計等委託料は、市営中川原住宅建替工事实施設計及び敷地測量業務、地質調査業務の委託料であります。その3つ下ほど、住宅賃借料は、民間賃貸住宅の借上料であります。その3つ下ほど、工事請負費の主なものは、新規入居者が入居する際の空き部屋修繕工事等であります。飛びまして、説明欄の2、耐震改修促進事業経費につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修に対する補助金であります。説明欄の3、住宅管理費職員人件費は、都市計画課5人分の職員人件費であります。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 次に、215、216ページをお開きください。11款2項1目公共土木施設災害復旧費、説明欄の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費で1億3,597万7,000円を計上いたしました。測量設計等委託料では、川部地内普通河川赤坂川の測量と予備設計を、小岩内地内の流路予備設計と市道の詳細設計、高根地区浸水対策の測量と詳細設計、また市道三面小国線ほか路線の測量設計に要する費用を計上いたしました。また、工事請負費では市道塔下1号線道路災害復旧と小岩内地内消雪施設の復旧に要する費用を計上いたしました。次の説明欄の2は費目計上になります。歳出については以上になります。

#### 第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

建設 課長 それでは、8ページを御覧ください。8ページ、第3表、債務負担行為の中段、日

東道地域活性化 I C ランプ部維持管理業務委託料は、地域活性化インターチェンジの国交省に管理委託するもので、国交省における精算の関係上、契約期間が当該年度の5月1日から翌年度の4月30日となり、年度のまたがった契約となるため、債務負担行為をお願いするものです。除雪車購入費につきましては、令和7年10月にリース期間満了となる除雪車14台の購入について、納期までの期間を確保するため、債務負担行為をお願いするものです。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしております。説明は以上でございます。

歳出

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

川村 敏晴 138ページ、地籍調査の神林地区牛屋と板屋越というふうな説明あったのですが、牛屋はどんな場所ですか。

建設 課長 牛屋につきましては、いわゆる国土調査というものになりますので、土地の、今法務局のほうに登記簿というものが備え付けてありますが、その表題部分についての調査になります。

第8款 土木費

(質 疑)

川村 敏晴 先ほどの説明、2項の……

尾形分科会長 何ページ。

川村 敏晴 ごめんなさい。162ページ、2目かな。道路対策事業で、聞き損じたのかもしれませんが、工事請負費2億3,200万円の内訳ちょっと聞き落としたというか、説明なかったのかな。

尾形分科会長 道路対策事業経費。

川村 敏晴 162ページ、ここもう一度聞かせください。主立ったものでいいです。

建設 課長 工事箇所につきましては、配付資料のとおりを今のところ予定をしております。

川村 敏晴 なるほどね、そういう説明でしたかね。聞き落としました。了解しました。

河村 幸雄 164ページの急傾斜地崩壊対策経費、急傾斜地とみなされる箇所というのは何か所あるのですか。何か所というか、何か所って聞いてもあれですけども、そのためにその箇所を危険な場所としてパトロールをしたりはしているのですか。

建設 課長 こちらの事業の負担金の係る箇所、急傾斜地としての指定につきましては、県のほうでしております。そして、県のほうでしております……ちょっとお待ちください。

尾形分科会長 かなりあることはあるよね、地区ごとに。出ない。出なければ……。指定箇所が何か所あるかということでしょう、村上市内において。

建設 課長 ちょっと確認をさせてください。

尾形分科会長 いいです。調べておいてください。

河村 幸雄 それと、もう一ついいですか。166ページの歴史的風致維持のところですけども、これちょっと関係ないかもしれません。駄目だったら言ってください。歴史的な町

並みを保全していくという中で、伝統的建造物群保存地区というような中から、国から保存対策の追加調査を受けたということでありますけれども、どのような課題があるわけですか。

尾形分科会長  
河村 幸雄  
都市計画課長

それは文化行政だね。

文化行政になる。分かりました。

担当課、一応文化行政のほう、生涯学習課になりますけれども、ちょっと細かい内容までは把握しておりませんでした。申し訳ありません。

建設 課長

先ほどは大変失礼いたしました。まず、急傾斜地の指定ということで指定の根拠になる法律が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というものがございまして、これに基づく指定の地区は30地区ございます。こちらの法律の適用を受けて、具体的な対策事業を行うというものになります。これとは別に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称が土砂災害防止法というものがございまして、こちらでも土砂災害の警戒区域の指定をしております。この土砂災害の警戒区域が今現在村上市内においては621か所指定をされておまして、621か所のうち急傾斜地として指定されている箇所が296か所、土石流の危険箇所として指定されているのが301か所、そして地滑りで指定されているのが24か所というものになりまして、この土砂災害防止法の適用の指定については、ハード対策の事業をするためのものではなくて、ソフト対策を推進する、いわゆる早めに逃げてもらうと、そういったもののために危険区域として指定をしているもので、市のハザードマップなどに場所のほうは掲載されております。

本間 善和

建設課長だな、今回道路照明ということで、LED化ということで、村上市内全域という格好でおたくさんの工事一覧表に載っているわけですがけれども、今回の令和6年度の予算で大体おおむね全体でこういう機器、道路照明器具として何基あって、そのうちの何基計画してやるのだという個数と事業費をちょっと教えていただきたいと思います。

建設 課長

まず、事業予算上見込んだものになりますが、10基で400万円ほどを見込んでおります。そして、今現在建設課のほうで料金をお支払いしている道路照明基数が316基ほどございまして、これまでも道路照明のLED化のほうを進めてまいりましたが、今現在でLED化率が19.9%ほどとなっております。これまで主な光源として水銀灯が使用されておりましたが、水銀灯が既にメーカーでもう生産終了になっておりますので、修繕の際に光源だけをLEDの球に取り替えるという方法もありますし、灯具も含めて替える、また場合によって支柱の劣化も見られるようであれば、支柱ごと取り替えるという、そういった方法を今のところ取っておりまして、今現在10基で先ほど話した400万円ほどを見込んでおりますが、現場の状況、施設の状態を確認した上で執行してまいりたいと考えております。

本間 善和

建設課長に、今回、今川の7号線というのですか、事業費で橋梁の補修という格好で。

尾形分科会長

今川橋。

本間 善和

今川橋、大きく金額1億円近く上がっていますけれども、今回財源としてたしか辺地債でも財源を使いたいということで、辺地計画の中に今川橋入れて辺地計画やって、起債で辺地を使えるという格好の財源を考えていると思うのですけれども、長寿命化のための橋梁というのは、これからもたくさん出てくるわけだ。こういうふうに辺地とか過疎債とか使うのは、これ当然妥当な策だと思うのですけれども、財

源として。こういうのは、そのたびにこういうふうにして辺地計画を直していくのですか。一挙にもう出さないのですか。考えられる橋にとか、そういうものに辺地を使うとか、過疎債を使うとかという計画の中に載っていないやつは、こういう今川のようなものを一覧として一挙に変更計画を出すという格好でいかないものなのですかと思って。今回1本だけ出したわけだ、今川は。

建設 課長 まず、財源として過疎債充当できるものについては、過疎計画を立てた際に橋梁修繕についても、計画の具体的な実施施策として何橋も含めて掲載はさせてもらっております。ただ、辺地につきましては、その辺地の箇所によりますので、どうしても修繕が必要な橋とそうでない橋もありますので、こういった形で今回は単発で出させてもらったというような形になります。

本間 善和 もう一点、都市計画の課長、1つお願いします。駅前の開発のほうで、委託料という格好で2本の工事が委託経費ということで、大きな金額、1,700万円、もう一方が700万円ぐらいのやつ。700万円ぐらいのやつは、ワークショップという格好で、その経費の委託料だと思うのですが、当然ワークショップというのはいろいろな皆さんのところのお考えを提案したり、話し合ったりというものが成果品として出てくると思うのですが、もう一本の1,700万円の委託料というものは、私、イメージとしてどんなものが成果品として上がってくるのかというのがちょっと見えないのですが、課長のほうで、担当課のほうではどういう発注して、こういうものをコンサルタントに委託として上がってくるのだと、成果品で上がってくるのだというようなことをちょっとお話しできますか。

都市計画課長 こちらのほうの委託料につきましては実施設計、病院跡地のところにつきましては、開発行為というような形で今提案しているような形を想定しておりますが、そこのできる建物ではなく、造成につきましては、入れる道路であったり、水路であったり、そういったものを入れて宅地造成を行う、宅地造成とは言いませんが、要するに道路、水路の実施設計を行って、絵を描いて、その数量等、工事を発注できるような成果物をいただくということまでの実施設計委託料ということになっております。

尾形分科会長 区割りして、道路をつけてという、そういうことだね。

本間 善和 平面図だ。計画平面図だね。こういうものを作るのではないと、中身ではないと。はっきり言えば、輪郭の平面図みたいなものができる。

都市計画課長 造成ですね。建物の絵ではなく、土地造成の絵になります。要するに道路等の工事であれば、道路の平面を取って、縦断を取って、横断図を引いて、数量を拾って、道路を造るような絵を成果物としていただきましたけれども、今回ちょっと面的な形になっておりますので、区域が民地といいますか、宅地になる部分があり、そこに入る道路、市が管理しなければならなくなるだろう道路があったり、水路があったりします。そういったものを全部をその区域の中、今考えております病院の跡地全体につきましてはの実施設計を行うということでもあります。

川村 敏晴 1つ忘れていましたので、168ページ、都市計画道路、これ南中央線の件なのですが、土地買収ちょっと進んでいないという話も聞こえてくるので、説明できる範囲で今後の進捗、予定といいますか、その辺教えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

都市計画課長 今御指摘のとおり、用地買収のほうはまだ同意をいただけていないところが1名ございます。そちらに、当然まだ同意いただけないので、その手前までしか道路の工

事ができないような形でありまして、一気に進むということはちょっと今時点では見込めませんが、引き続き協力いただけるようお願いを続けていくような形で現在は考えております。

川村 敏晴 ネックになっていると思われるのは金銭的な面なのか、その辺話せる範囲で聞かせてください。

副 市 長 その件に関しまして、私も関わっております。話せる範囲でということですので、具体的な中身までは差し控えますけれども、行政の立場としては最大限の条件まで示しております。もうそれに対して同意をいただくか、いただかないかというところまで来ているというところまではお知らせしたいと思います。以上です。

本間 善和 建設課長、1つ落としたので、ごめんなさい。急傾斜地、先ほど3か所ほど県事業の裏金という格好で負担金が出てくるわけですけれども、3か所あるという中で、3か所にしては金額少ないのではないかなと思って、55万円しか上げていないものだから。私気になっているのが寝屋地区の工事、大きくやっているわけですけれども、あれは今年度、令和6年度で終わりになるのかなと思って、その辺のところ分かりましたら教えていただきたいのですけれども。寝屋集落の上です。

建設 課長 寝屋地区の事業につきましては、当初県のほうの全体計画上では令和2年から令和7年の計画期間で事業に着手しております。そして、令和5年の2月補正、県のほうの補正で事業費がまたついているのですけれども、令和5年度末の進捗率、こちらのほうは事業費ベースになります。今のところ50%ということになっておりますので、県のほうでは繰越しも含めて事業を鋭意進めていただいているという状況になっています。

本間 善和 課長の感覚で、工事はやっぱり令和7年ぐらいまでいってしまうのかな。

尾形分科会長 もっと伸びるのではない。

本間 善和 もっと伸びるか。

山北支所産業建設課長 昨年の秋ぐらいでしたか、県の振興局の皆さんと私らも同席して地元説明をした話では、実質令和6、7、8年ぐらいまでかかるという今の見込みと。その後、林業の保安林の部分もありますので、その部分は林業がその後、令和8年度以降に引き継ぐようにというようなことで今からその担当にはお願いしているところでございます。

渡辺 昌 細かいことを何点か教えてください。158ページ、説明2の2つ上に私道整備補助金50万円ってあるのですが、これどういう中身なのか教えてください。

建設 課長 こちらの私道整備補助金につきましては、市が管理する道路でない私道の所有者であったり、使用者であったり、そういった方々で自主的に整備するといった場合に、市のほうで補助金のほうを一部交付をさせてもらっている部分になります。

渡辺 昌 この50万円の中には、具体的に今年それを対象とするところが入っているということですか。

建設 課長 今現在はございません。

渡辺 昌 次お願いします。160ページの下段の説明2の日沿道の件なのですけれども、一番最初の朝日温海道事業推進協議会委員会というのは何を話し合う、今現在どういことを話し合っている会議なのでしょうか。

建設 課長 こちらの委員会は、現在設置はしておりません。ただ、国のほうの事業進捗に合わせ、地元の方々と、要は地元代表の方々と協議が必要になった場合に委員として委嘱をしまして、それで話し合いを行うと、そういったものになっておりまして、まだ

- 事業進捗中でありますので、予算上は計上させていただいております。
- 渡辺 昌 委員を新たに選ぶというような説明だったと思うのですが、この18万4,000円の中身というのはわかりますか。
- 尾形分科会長 沿線の区長さんとか、そういう人だよな。
- 建設 課長 こちらの委員、今回の予算の積算上でいきますと、年2回ほどの開催を予定をしまして、各地区ごとにといいますか、分かれて開催するような形で組織するような、そういった、朝日、山北ですとか、大きい単位で設置することになっておりまして、予算上の見込みでは5地区を予定しまして、委員については24名分を予算として見込んでおります。
- 尾形分科会長 随時の会ということなのだよな。それが発生したときに招集するために予算を取っておくということなのでしょう。
- 渡辺 昌 もう一つ、162ページの説明3の除雪対策経費、歳入のところでもいろいろ話あったのですが、除雪管理システム業務、これ歳出になると委託料となっているのです。ということは、これ今後も毎年この1,400万円かかっていくということなのでしょう。
- 建設 課長 令和6年度予算には、当初の初期の投資の分を1,400万円として計上いたしまして、この後、システムの路線データの調整ですとか、そういったものも生じてまいりますので、そういった点のシステム構築分とシステムの利用料、こちらのほうは地図の利用料も含まれます。あとGPS端末の保守、そういったものを今後も見込んでおりまして、今現在の見込みでありますと、926万2,000円ほど毎年ランニングコストがかかるという見込みであります。
- 渡辺 昌 次の164ページの河川費の説明1の、先ほど説明あったのですが、県治水砂防協会会費、これが定額のものの特例会費というのがあるというのですが、この砂防協会というのはどういう役割をする組織なのか教えてください。
- 建設 課長 砂防協会につきましては、砂防事業、いわゆる身近な例でいきますと、今現在小岩内地内で砂防堰堤の改良の工事を今県のほうでしていただいておりますが、そういった砂防施設の事業進捗を図るために要望活動など、そういった活動を行っている、県の、これは町村会でしたか、そちらが事務局になって運営している協会になります。
- 尾形分科会長 私から、162ページ、道路維持管理費のごみ・危険物等収集処理委託料、維持管理費としてこの180万円が適正かといえ、私は少ないなと思うのだけれども、実際この委託料というのはどういう支出の仕方をしているのでしょうか。
- 建設 課長 こちらのごみ・危険物等収集処理委託料につきましては、道路の死骸収集委託でありまして、実績などを基に積算をしまして、今回60処理ほどの費用を予算として計上いたしました。
- 尾形分科会長 その下の清掃業務委託料もそうなのだけれども、実際の道路脇のごみとかというのの収集というのは公としてはやっていないということでもいいのだろうか、予算化されていないということは。言っている意味分かります。例えば県だったら、やっぱり道路パトロール車があって、ある程度の大きいものとかはパトロールのたびに収集していくのだけれども、市はそういうことをやっていますかということです。
- 建設 課長 道路上のごみについては、うちも道路パトロールやったり、あとは市民の方からの通報などあれば、現地に赴きまして、職員が回収をして、それをまた市のほうで必

要に応じて分別をして処理をしていると、そういう作業をしております。

尾形分科会長

だから、私が思うに、市道だけで1,500キロあるわけではないですか。私一番皆さん見てきてもらいたいのは、いつでも指摘しているのだけれども、市道堤防線の泉町からあの堤防までの、堤防というか、線路までの間、鉄橋までの間、あそこのごみが半端ではない。わざわざうちから袋に入れて持ってきたやつをみんな捨てていくのだから。市民のモラルって言うかもしれないけれども、幾ら住民がごみ拾いしても、まず見てきて、見た感想を逆に聞かせてもらいたいくらいなのだけれども、だからそういうのを、環境課になるのか、建設課なのか、所管は分かれるかもしれないけれども、やはり村上市、特に三面川に関しては皆さん訪れる場所なので、本当にごみ箱と同じですよ、あの状態を見れば。特にひどいって私は感じているし、確かに以前、二、三年前か、木切ったときは本当にその1年間ぐらいは、ごみ、がたっと減りました。ところが、今また枝葉が大きくなってくるとすごい。まず、あの状況を見て、私も本当に広報なんかで言ったこともあるけれども、そういう場所というのが各地区にあるのです。本当にごみを捨てやすい場所というか、のがあるので、調査してみてください。

副市長

いわゆるポイ捨てのようなもの、それから先般実は環境課のほうで不法投棄のことについても議論いただきました。確かに分科会長おっしゃるように、心ない方がそうした形で投棄していくということは、本当に観光都市を称する村上市にとっては嘆かわしいことだというふうに思います。今後広報もそうでありますけれども、特にここはというふうに思われるところは定期的に見回るなりなんなり、呼びかけをしながら美化に努めさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

尾形分科会長

ぜひお願いします。それと次、164ページ、排水路維持費の中で、毎年それこそ区長会からなんかの要望が上がってきて、各町内の高齢化が進んで、なかなか町内単位での維持管理が難しいというところで、市のほうで何とかありませんかという御要望は毎年本当に上がってきていると思うのだけれども、その辺に関してちょっと前向きなあれというのは考えられないのですか。前向きに検討するという、予算から見るとちょっと無理なのだろうなと思うけれども。

建設課長

前向きというお話はちょっとできないと思いますが、限られた予算ではありますが、予算をなるべく効率的に使ってはいきたいというふうに考えております。

尾形分科会長

ここの維持管理の委託料、約880万円で、市の予算を使ってやるところと、できないところの線引きというのは何かあるのですか。ここは市でできるけれども、ここはできませんよというのの線引きみたいなものがあるのですか。

建設課長

特に線引きとして定めたものはございません。なので、工夫をしながら。

尾形分科会長

ということは、毎年決まったところしかやらないということではないですか、まず言ってみて、そうすると、ということだよ。

建設課長

予算上の制限はあろうかと思いますが、集落の方ですとか、また町内の方から御要望がある箇所については、現地の確認もさせていただいておりますし、場合によっては本当に流れに支障が出るような、ごみが詰まっているような、そういった箇所も見受けられますので、そういったものを発見した場合は、その撤去については発注をさせていただいております。

尾形分科会長

だから、この排水路に関しても、これだけ広い村上市、延長、排水路に関しては何キロあるか分からないけれども、この予算で果たして維持管理ができるかってなれ

ば、私はちょっと疑問に思うのだけれども、先ほどのごみのあれも含めて、副市長も一言何かありませんか。

副市長 分かります。これもたしか環境課だったと思いますけれども、特に地域の区長会からは、道路側溝のいわゆる砂とか、そういった清掃に対しての助成ができないのかという要望はいただいております。私今ここでちょっと明言できないのですけれども、環境課の予算のところでは何かそれに関係するようなものがたしか検討されていたかというふうに思いますので、もしあればまた後日お伝えしたいと思いますけれども、いずれにしても、そういった要望をいただいておりますので、応えられるようにこれから検討してまいりたいと思います。

尾形分科会長 それと最後に、先ほど川村委員からも説明あったのですけれども、南中央線の話で、さっきも聞いたとおり土地の買収がなかなかうまくいかないという中で、県事業である東大通り線との絡みもあるのだろうけれども、あくまでもこれ都市計画道路なので、市としては最終的なけつを決めて、それが用地交渉ができない場合に関しては強制執行というか、代執行まで当然考えておかなければならないって思うのだけれども、その辺の意気込みというか、取組というか、聞かせてもらえればと思います。

都市計画課長 おっしゃるとおりでありまして、ただ今まで、最初の頃から比べると随分いい形での交渉ができるようになってきて、前向きに考えてもらってというような形で進んできたのですけれども、今最後契約の話までいった段階でなかなかちょっと厳しいお話をいただいて、そんな中で少し当たり方を考えながら、今おっしゃった代執行、当然それは都市計画道路ですので、そういう位置づけの道路でありますから、県のほうと協議しながらちょっと勉強を、非常に県内で実績がありません。大昔にそれこそ村上市で、泉町羽黒町線で行ったという、その1例しかないというふうにお聞きしてしまして、取り組むにもかなりハードルが高いのだと思いますが、その辺を検討しながら、なるだけ早いうちに開通を目指した形で進めていければなというふうに考えております。

三田 議長 1つだけ、災害復旧関連でお聞きしますけれども、昨年小岩内集落の避難解除になりましたけれども、現在の状況を知り得る範囲で教えていただければと。

尾形分科会長 災害復旧ですか。

三田 議長 土木の費用の中で。

建設 課長 小岩内地内、まず県のほうの事業の関係になります。特に土石流によって住宅が被災した箇所、小岩内大沢川の上流の砂防堰堤の除石の工事につきましては、こちらのほうが2月上旬でいただいた情報によりますと、95%完了したと。ただ、当初の予定では、令和5年12月までの計画でありましたが、令和6年5月頃までかかる見込みであるということで県のほうからお伺いしております。また、堰堤のかさ上げについても計画をしております、こちらのほうも令和6年の12月までの計画だったが、令和7年の夏頃までかかる見込みであるということで伺っております。農林振興部の関係の治山のダム、そういった工事については、たしかほぼほぼ完了したというふうにお伺いしております。また、県のほうで事業を進めておりますので、先ほどの補正予算の際にお話をしましたが、まだ工事用道路として市道を通行するために、その辺でやっぱり調整が必要になりまして、市のほうの災害復旧工事の予算執行についても今回繰越しをお願いさせられたという状況になっております。また、地元のほうとは神林支所の支所長のほうで地元のほうと日々顔合わせた

り、いろんな情報を得ながら、そういった情報を共有しながら、今後も早い復旧・復興に向けて努力をしてみたいと思います。

副市長

補足を申し上げます。県が管理している大沢川流域については、今ほど建設課長が申しあげました。私のほうからは、主に農林水産課のほうで所管をしておりますけれども、居浦集落の左側の薬師山に登る道路がありますけれども、その周辺、農地と駐車場があります。その沢一帯がずっと流されております。ここにつきましては、市有地も当然絡んでいる関係で、改めて関係の皆様方、集落の方々の御意見を伺いながら、ちょっとまとめた形で、まとめたというのは、いわゆる市の所有する土地もあるものですから、駐車場を中心に、そこをまとめた形で改めて利用を見直すというような今検討が進んでいるということを支所長からも聞いております。なお、幾つかの沢筋で水路があるのでありますが、そこをつなぐというような要望も地元からいただいておりますので、それも含めて、これは建設課も併せて今検討している最中でありまして、いましばらく時間を要するかなというふうに思います。以上です。

三田 議長

住宅の状況はどういう状況であれですか。皆さんもう帰られたのですか。

副市長

1件の方は、まだお住まいするところが最終的に決まっていないうお宅はありますけれども、地域以外でもう既に移住した方、それから集落に戻られる方は戻って生活をしているという、そういう状況でございます。

尾形分科会長

1戸だけになった。2戸でない。

副市長

すみません、2件でございました。訂正いたします。

尾形分科会長

今の質問に関連して、前に閉会中事務調査でやったときに、市と県と国との連絡協議会みたいなのを定期的に開催しているみたいなお話受けたのだけれども、その開催というのは、去年のたしか4月だったかな、最後にやったというのを聞いたのだけれども、それ以降というのはやっていないのですか。

建設 課長

事業者の合同の調整会議になりますが、今現在は開催をしておりません。それぞれ事業が順次終わってきた関係もございまして、特に閉会中事務調査があった時期については、まだ農地関係の圃場の復旧工事などもありまして、工事関係車両だとかも非常に頻りに市道を通行しておりましたが、その後完了したことによりまして、個別に調整しても調整はできるであろうということで、現在は開催はしておりません。

尾形分科会長

今課長から説明あったのは小岩内地区の話だけれども、荒川、春木山大沢川に関しては、県の工事がこれから盛りになるって思うのです。国のほうの荒島、花立の治山復旧に関しても、ほぼほぼもう発注終わっているんで、その辺定期的にではないけれども、頃合い見て1回事業者会議とかをしてみたらどうかと、どの程度の進捗状況というのがみんなつまびらかになると思うので、ぜひ私はしていただきたいなあって思っているのだけれども、いかがですか。

建設 課長

事業進捗につきましては、うちのほうでも機会あるたびに県のほうに確認はさせてもらっておりますので、改めて集まるのか、事業進捗として情報を随時いただくのか、その辺はちょっと考えたいと思いますが、今後春木山大沢川の工事の関係が本格的に進んでまいりますと、市道の通行止めですとか、そういった規制の関係も様々生じてまいりますので、なお一層県との連携を深めてまいりたいと思います。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第4号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午後 2時19分)